写

みなし小売電気事業者特定小売供給約款
料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書

北電ＶＭ料企第３号
２０２６年９月２５日

経済産業大臣　赤 澤　亮 正　殿

札幌市中央区大通東１丁目２番地
北海道電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　齋藤　晋

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

（別表）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第２２条第８項	特殊変動費の差異を勘案して設定した基準

（別紙）

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準
［第２２条第８項関係］

第２２条第７項の規定による基準は，以下のとおり設定する。

現行の特定小売供給約款の料金を設定した基準を基に，料金率は，特定需要の特殊変動費に準拠し，これまでの料金制度の沿革，料金改定の趣旨等を踏まえつつ，契約種別ごとの使用原単位，使用期間・使用頻度等の電気の使用形態および計量方法等の特定需要原価を構成する要素を勘案し，契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。